

G7 開発大臣会合  
議長総括(仮訳)  
(2018年6月2日, 於:加・ウィスラー)

1. 2018年5月31日から6月2日まで, 開発協力を所掌するG7大臣らは, ジェンダー平等及び女性・女児のエンパワーメントの推進を含む, 喫緊の国際的な開発・人道課題に関する共通の優先事項について議論するため, 加・ウィスラーで会合した。本会合は, 2010年ムスコカ・サミット, 及び, 2030アジェンダ, アディスアベバ行動目標, 仙台防災枠組, 世界人道サミットの「人道への課題」及びグランド・バーゲン等の一連の象徴的な国際的開発・人道行動計画を世界の指導者らが近年承認して以来, 初めてのG7開発大臣会合である。本年, G7の歴史上初めて, 大臣らが, 世界各地の6名の若い女性リーダーとの討議に参加し, 彼女らから, 思春期にある者としての経験談が共有された。大臣らは, カナダ政府のG7ジェンダー平等アドバイザリー評議会のメンバー, 市民社会や国際機関のスピーカーからも話を聞き, 彼らから, 貴重な専門的知見及び勧告が共有された。これらの声は共に, 議論を充実させ, 究極的には意思決定のために必要な情報を提供した。

2. 「あらゆる人のためになる成長に投資する」という2018年G7議長国のテーマの下, 大臣らは, 持続可能な開発に関する4つの重要なテーマ(持続可能な開発のための思春期少女のエンパワーメントの促進, 国際支援における性的搾取・虐待への対応, 人道支援におけるジェンダー平等及び女性・女児のエンパワーメント, 開発インパクトのためのイノベーションの加速)への解決策を探求した。議論を通じて, 大臣らは, ジェンダー平等を主流化し, ジェンダー分析を適用する革新的手法について検討した。下記は, 議長の視点から, 議論のハイライトを記したものである。

### 思春期少女のエンパワーメント

3. ジェンダー平等の推進が貧困撲滅に最も効果的な方法の一つであると証拠が示している。しかしながら, 女性及び女児を真にエンパワーするためには, 彼女らが意見を求められ, その主体性及び自主性が尊重され, その人生に影響がある意思決定の過程に含まれる必要がある。大臣らが会った若い女性らは, 教育, 先住民, 性と生殖に関する健康及び権利, 若者の権利擁護, 児童婚・早婚・強制婚への対処といった分野における, それぞれのコミュニティの若いリーダーである。彼女らは, 自らの優先事項, 野望及び課題について語った。彼女らの力強い証言により, 思春期が少女の人生において最も変革的な時期となり得ること, 若い女性の声に権限を与えることが, 野心的な2030アジェンダ達成に不可欠であることが確認された。

4. 大臣らは, 女児及び女性の権利を推進し, 持続可能な開発を達成するため, ライフサイクルを通じた統合的なアプローチをとることの重要性を強調する, 「持続可能な開発のための思春期少女の力の解放に関するウィスラー宣言」を発出した。大臣らは, ジェンダー不平等の根本的な原因, 特に, 思春期少女の除外を悪化させ, 彼女らの最大限の可能性を達成する能力を妨げる複合的

な障壁に対応するための取組を強化することに合意した。

5. 大臣らは、思春期少女への投資は包括的、多分野、統合的でなければならず、また、分野横断的アプローチをとらなければならないことに合意した。大臣らは、思春期少女の世代の課題に対応するため、彼女らが主導し、彼女らの解決策に耳を傾けるアプローチを促進する重要性を認識した。大臣らは、女性及び思春期少女に対する差別及び根深い社会的偏見に立ち向かう必要があることに合意した。多くの参加者は、思春期の若者のニーズが国の政策に完全に統合され、若者にやさしいサービスにアクセスできることを確保するため、開発途上国パートナー及びその他のステークホルダーとのより緊密な連携を要請した。その他の参加者は、思春期少女を対象とする投資に関する研究、データ、指標及び説明責任システムを強化することの重要性を提起した。EU 国連スポットライト及び世銀の人的資本プロジェクトを含め、G7 メンバーが進めているいくつかの革新的な二国間及び多国間のイニシアティブが強調された。大臣らは、否定的な社会規範及び固定観念の変革を手助けし、女性及び若者主導の組織が果たすことができる肯定的な役割を促進するためのパートナーとして、男性及び男児、伝統的リーダー、メディア、その他のインフルエンサーを関与させる必要性を強調した。

6. 大臣ら、ジェンダー平等アドバイザー評議会メンバー及び若い女性リーダーは全員、将来有意義な仕事に就く手段として、需要主導の技術・職業教育・訓練及び電子スキルを含む、最低 12 年間の安全で、包摂的、平等かつ質の高い教育へのアクセスの平等な機会の思春期少女への提供を確保すること、並びに、デジタル・ジェンダー・ギャップを埋めることの重要性を強調した。大臣らは、女兒及び女性の地位を向上させる重要性についての認識を高めるべく両親及びコミュニティと共に取り組んでいく必要性について議論した。大臣らは、持続可能な開発において思春期少女のエンパワーメント及び権利を推進する有望かつ革新的なイニシアティブを拡大するため、世界、国、地方という全てのレベルでの支援を動員し、女性・女兒主導の組織を含む官民全体で取り組む意義に合意した。

7. 多くの大臣は、紛争影響下及び脆弱な場所等において質の高い教育を修了する上で思春期少女が直面する障壁に対応する、革新的かつ人権に基づくアプローチを推進する機会を明らかにした。彼らが呼びかけた戦略には、以下のものが含まれる。すなわち、①家族計画及び性感染症予防を含む、性と生殖に関する包括的な保健サービス及び情報へのアクセス、②児童婚、早婚、強制婚、女性器切除といった性的及びジェンダーに基づく暴力及び有害な慣行を終わらせる取組、並びに暴力及び虐待のサバイバーへの支援に対する投資、並びに③女兒らが適切な栄養摂取及び適切な衛生、衛生用品・サービスにアクセスを有することの確保である。

#### 性的搾取・虐待

8. 大臣らは、開発及び人道部門における性的及びジェンダーに基づく暴力を含む、あらゆる形態の性的搾取及び虐待を強く非難した。大臣らは、これらの行動は大多数の援助従事者の行為を

反映するものではないことを認識しつつ、国際援助を受ける個人を守るために国及び国際制度の能力を強化し、並びに性的搾取・虐待に対応する能力を向上させるために、一層断固とした共同的行動が必要であることについて合意した。大臣らは、個別のアプローチについて情報交換を行い、取り得る共同的行動について戦略を立てた。この点に関し、「国際支援における性的搾取・虐待からの保護に関するウイスラー宣言」について合意した。

## 人道支援におけるジェンダー平等及び女性・女児のエンパワーメント

9. 大臣らは、シリア、イエメン、コンゴ(民)、ミャンマーの情勢を含む、多くの差し迫った人道危機について検討した。より広範には、大臣らは、約 6500 万人の避難を余儀なくされた人々への効果的な対応を含め、前例のないニーズが、国際的な人道対応システムにどの程度負荷をかけているのかについて議論した。大臣らは、一般市民、人道支援従事者、学校及び医療施設に対する攻撃について深い懸念を表明した。現下の課題の範囲及び規模に真に対応する持続的な政治的解決策がない中、大臣らは、人道アクセスの確保、裨益者及び援助従事者の安全、より強力な人権に基づく保護を含む、人道法及び原則をより尊重するよう呼びかけた。複数の参加者が、人道支援関係者はグランド・バーゲンを一層フォローアップすべきと呼びかけた。

10. G7は国際的な人道資金の約81%を占めているという現状から、重要な保護及び援助がそれを最も必要としている人に十分かつ平等に届くことを確保するため、G7 は、人道システム全体に係る肯定的な変革を推進すべく G7 同士並びに他国及びパートナーと共に取り組まなければならないとの強い自覚があった。人道ニーズ、リスク及び脆弱性に対応し、それらを減少させるため、異なる取り組みを行うことについて共通のコミットメントがあった。大臣らは、人道アクセスへの差し迫った障害、長期化する危機の資金不足及び人道と開発と平和の連携に対応するため、非伝統的なパートナーや現地関係者との連携を含む更なる連携の必要性を強調した。影響を被っている人々が強靱性及び自立性を強められるよう、より革新的なアプローチ及びパートナーシップに対する要望があった。

11. 大臣らは、女性及び思春期少女が人道対応における変革の強力な主体であることを確認し、「人道支援におけるジェンダー平等及び女性・女児のエンパワーメントに関するウイスラー宣言」を発出した。大臣らは、被災者に対する説明責任の向上に直接的影響を与えることに留意しつつ、意思決定への意義ある参画及び主導的役割を担うことを支援する重要性を強調した。多くの大臣らは、危機下にある女性及び思春期少女の精神的・性的及び身体的な虐待及び暴力に対する脆弱性が高まっていることに鑑み、彼女らによる性と生殖に関する健康及び権利等に関する包括的な支援及びサービスへのアクセスを保証する必要性を強調した。参加者は、ジェンダーに基づく暴力に対する行動要請の意義を認識した。大臣らは、人道計画におけるジェンダー平等及びエンパワーメントを推進するためより丁寧なアプローチを促進すべく、人道機関を含む国際的なステークホルダーと共に取り組むことにコミットし、分野別データ並びに意味のある目標及び指標の価値に留意した。大臣らは、ジェンダー政策が現場において一貫しかつ体系的に実施されることを確保

する必要性について指摘した。この点に関し、大臣らは、現下のロヒンギャ危機の文脈で、女性及び女兒等に関する協力を含め、より広範な協力を推進し追求すること、そして、このような協力は人道危機においてより幅広く必要とされていることについて合意した。

### 開発インパクトのためのイノベーションの加速

12. 大臣らは、持続的な開発のための国際援助のインパクトを加速するイノベーションにインセンティブを与える G7 固有の能力を認識した。大臣らは、過去 30 年間に世界的に貧困が劇的に減少したが、より多くの人々が平等に裨益することを確保するには、全ての部門、機関及び政府の全てのレベルでの前例のない連携が必要となることを認識した。これには、脆弱な状況にあり、生命を脅かす病気又は極端な気象現象及びその他の災害にさらされている人々のための社会的及び経済的な強靭性を強化し得るイノベーションも含まれている。同時に、大臣らは、野心的な 2030 アジェンダの達成に必要な革新的な改善を推進するためには、通常のやりかたでは十分ではないことを認識した。そのため、大臣らは、最も貧しく脆弱な人の生活を改善するため、費用対効果を向上させ、伝統的なモデル、アプローチ及びパートナーシップに挑戦する先駆的な解決策を促進し支援するべく共に取り組むことにコミットした。大臣らは、職員、パートナー及び同僚が異なる形で開発を行うよう支援し激励することにコミットした。これには、包摂的なイノベーションの推進、現場主導の解決策への投資、賢明なリスクテイキングの促進、新しい計画及び政策アプローチの採択、意思決定促進のためのデータの利用、拡大可能な解決策の特定、並びにジェンダーに配慮したメカニズム及び知識共有の支援が含まれる。これらの取組を促進するため、大臣らは、「開発インパクトのためのイノベーションを加速するためのウィスラー原則」を承認した。

(了)